

## 不招請勧誘禁止の完全導入を求める意見書

平成22年3月23日

経済産業大臣 直嶋正行 様

農林水産大臣 赤松広隆 様

先物取引被害全国研究会

代表幹事 弁護士 大田清則

事務局長 弁護士 石川真司

(連絡先)

名古屋市中区丸の内三丁目19番5号

FLEZIO LA (フレッジオ エルエー) 9階

TEL : 052-950-5355 FAX : 052-950-5356

当研究会は、昭和57年、先物取引被害の予防と救済を目的として設立された、全国数百名の弁護士からなる団体であるが (<http://futures-zenkoku.com/>)、商品取引所法の平成21年改正によって、法214条9号が新設され、不招請勧誘禁止が導入されることとなったことを受け、同号に基づく政令の指定について、下記のとおり、意見を述べる。

### 記

- 1 不招請勧誘禁止は、かねてより当研究会が導入を切望していたものであり、これまで数多く発生してきた先物取引被害を根絶に向かわせる最も有効な手段であることから、大変歓迎すべきことである。
- 2 ところで、同号によって不招請勧誘禁止を導入する「商品取引契約」は政令指定とされているところ、法案審議の段階で、政府は、一般個人を相手方とするすべての取引所外取引に加え取引所取引についても、初めの投資金額以上の損失の発生を防ぐしくみとなっている取引所取引以外のものをその対象とする旨答弁し、衆・参附帯決議で同様の決議が行われた。その結果、個人相手の先

物取引は、原則としてすべての取引が不招請勧誘禁止の対象となり、例外的に、「初期の投資金額以上の損失を防ぐ仕組みとなっているもの」だけが、不招請勧誘禁止の対象から除外されることとなっている。

- 3 そもそも不招請勧誘の禁止は、レバレッジがかかるリスクの高い商品性を有するもの、いわゆるデリバティブ取引から一般消費者の被害発生や拡大を防止するために導入されたものであり、原則として、レバレッジがかかる取引及びそれに類する性質を有するデリバティブ取引については適用されるべきものである。

この不招請勧誘禁止導入に至るまでの経過を振り返ると、商品取引所法の平成16年改正（平成17年5月1日施行）では、不招請勧誘禁止こそ導入されなかったものの、その前段階となる勧誘受託意思の確認義務が規定され（現行商品取引所法214条5号）、その後、平成18年6月の金融商品取引法成立の際には、国会審議の結果、参議院で、商品先物取引について、今後のトラブルが解消していかない場合には、不招請勧誘禁止の導入について検討する旨が附帯決議されるなど、業界に警鐘が鳴らされてきた。

それにもかかわらず、商品取引員による旧態依然とした電話による不招請勧誘を端緒とした先物取引被害はなくなっていない。

別紙裁判例一覧は、当研究会が発行している先物裁判例集掲載の裁判例の中から、国内公設の商品先物取引被害事案の内、主として上記平成16年改正法施行後の事案を取り上げたものである。

別紙一覧表の「取引のきっかけ」欄のとおり、電話、訪問による不招請勧誘が取引の端緒となった例が多く、その内容も、例えば、

- ・ 48歳男性の勤務先をいきなり訪れて商品先物取引を勧誘し、わずか1か月の取引で、約500万円の損失を発生させた例（神戸地判H19.12.27・委託者の過失相殺なし）、
- ・ 63歳の年収90万円のパート主婦（夫は年金生活者。夫婦の資産約2000万円）に対して、4か月弱の取引で1600万円余りの損失を発生させて老後資金を奪った例（東京高判H20.1.24・過失相殺なし）、

- ・ 50歳の統合失調症に罹患している障害者に、4か月弱の取引で4300万円弱の損失を発生させた例（神戸地裁姫路支部H21.2.2判決・過失相殺2割）,
- ・ 56歳の男性会社員にわずか一月余りの取引で1900万円弱の損失を発生させた例（東京地判H21.8.26・過失相殺なし）,
- ・ 46歳の料理店経営者、年収約480万円の者に対して、サラ金からの借入を示唆して借金までさせ、約7か月で1500万円余りの損失を発生させた例（名古屋地判H21.12.28・過失相殺2割）

等々、被害の内容は相変わらず悲惨である。

確かに、全体的なトラブル件数は減っており、それを業界の努力の結果と評価する向きもあるが、決してそうではない。トラブルの現象は、業界全体の取引縮小に比例したものに過ぎず、今なおこうした被害が発生していることは看過しがたい重大な問題であって、単にトラブル件数だけを捉えて、法規制の手を緩めることは許されない。上記、一部の裁判例を見ても、業界に自浄能力がないことは明らかである。

- 4 今般の政令指定にあたり、「初期の投資金額以上の損失を防ぐ仕組みとなっているもの」の定義について、種々意見があるようであるが、ロスカットルールを導入しようと、あるいは、「初期の投資金額」をどのように解釈して設定しようと、仕組みとして、「初期の投資金額以上の損失」が発生する可能性がわずかでもあれば、上記のとおり不招請勧誘の禁止の導入の趣旨からすれば、当然、不招請勧誘禁止の対象とすべきものである（なお、「初期の投資金額」は、不招請勧誘禁止の対象を明確化する必要からすれば、その取引について必要な金額というべきである）。

特にロスカットルールを設けることにより、不招請勧誘の禁止の対象から除外されるとする考え方があるが、レバレッジ性のある取引について、その附帯条件により、不招請勧誘の禁止の適用があるか否かを区別することはできないし、初期の投資金額以上の損失が発生しないかのごとき勧誘が行われた場合には被害の発生拡大を招く可能性があり、規制の実効性という面からも、取引が

レバレッジ性を有する以上、不招請勧誘の禁止の対象とすべきであると考え。また、ロスカットルールは、どんなに余裕を持ったルールを設定しても、場合によっては「初期の投資金額」以上の損失が生じる場合もありうるのもであって、そのようなルールがあるからといって不招請勧誘の禁止の適用外とすることは、不招請勧誘の禁止を導入した趣旨に反するものといえよう。

この点、平成22年3月19日付商取ニュースで、増子輝彦経産副大臣が、「ロスカットをきちんと設定していたにもかかわらず、急激な相場変動で結果的に初期の投資金額を超える損失が発生してしまった場合、「そのときの経済環境や相場環境を見極めて慎重に判断する必要があるのではないか」との見解を示した」との報道がされている。しかし、「急激な相場変動」に備えるのがロスカットであって、そもそも「そのときの経済環境や相場環境」を見極めてロスカットを設定してもなお初期の投資金額を超える損失が発生する可能性があるのがこの種レバレッジ取引であって、ロスカットルールの設定によって不招請勧誘禁止の対象と外すことは絶対に許されない。

なお、オプションの買いについても、取引を続けることにより、簡単に、初めての投資金額「以上」の損失が出るものであって、不招請勧誘の禁止の対象にすべきと考える。

それを措くとしても、オプション取引は、デリバティブ取引の最たるものであり、その賭博性においては、失敗すれば、取引全額を失うことになるといった性質を有しており、その商品の危険性については、レバレッジ取引に勝るとも劣らない性質を有するものである上、その投資判断は極めて困難であることからすれば、当然、不招請勧誘の禁止の対象となるべきものである。

また、オプションの買いについては、「商品取引契約」として、オプションの買いに限定した「商品取引契約」は想定しにくく、オプション取引契約をすれば買い取引も売り取引も行えるというのであれば、これも、仕組みとして「初期の投資金額以上の損失」が発生する可能性のある取引といわざるを得ず、やはり不招請勧誘禁止から除外する理由はない。

従って、初期の投資金額以上の損失について、その損失に対する補償がなされるといった制度的保証がなされていない限り、国内公設の商品先物取引をは

じめとして、取引所取引であれ、およそ、不招請勧誘禁止の例外とすべき理由はないと言うべきである。

- 5 また、商先法第219条第9号の規定は、「訪問し、又は電話をかけて」勧誘することを禁じている。

したがって、ダイレクトメールの送付はここでは直ちに禁じられるものではないが、ダイレクトメールの内容については、商品取引契約にかかる取引の仕組みやリスクを誤認させるものであってはならず、不招請勧誘禁止導入の趣旨を損なわせることのないよう、厳格なガイドラインを作成するなどして監督すべきである。

さらに併せて、不招請勧誘禁止を潜脱するような勧誘行為についても、厳しく規制すべきである。例えば、金の現物取引を勧誘するような広告を見て連絡をしてきた顧客や、セミナーを開催しそこで現物取引を承諾した顧客に対し、金の先物取引を勧誘するような行為は、明らかに不招請勧誘禁止に抵触するので、こうしたおとり広告の類の勧誘については、厳しく規制すべきである。こうしたセミナーを招集するにあたり、商先法第219条第9号の政令において規定する商品取引契約の締結の勧誘を行う目的があることを明示させることは当然であるが、その明示方法も、単に「商品取引契約の締結の勧誘を行う目的がある」とだけ明示するのでは全く不十分であり、商品取引契約にかかる取引がハイリスクな取引であること、そうした取引の勧誘を受けることを受託する意思を有する者だけが参加すべきこと等、そうした事柄について、消費者の注意喚起を促すことのできるよう、一定のポイント以上の文字で表示させることを義務づけるなど、不招請勧誘禁止の潜脱を許さない厳格な規制をすべきである。

当研究会は、商品先物取引等による被害の根絶を願って止まないものである。不招請勧誘禁止の導入によってこの願いがかなうよう、十分な配慮を願い、以上のとおり意見を述べる。

以上

